

固定資産税の全期前納報奨金制度廃止のお知らせ

全期前納報奨金制度は、令和3年度から廃止となります。

これまで早期納付にご協力いただき、心からお礼申し上げます。また、制度廃止へのご理解と今後も納期限内納付にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○廃止の主な理由

この制度は、税収の早期確保や納税意識の向上などを目的として創設されました。しかし、創設時と比べて社会情勢は大きく変化し、金融機関等における窓口納付のほか、口座振替やコンビニ納付など、納税方法の多様化により納税者の利便性が大きく向上し、自主納付に対する意識が浸透したことなどにより当初の目的が達成されたため、廃止となります。

○口座振替納付をされている方の手続きについて

- ・全期前納を継続される方・・・特段の手続きはありません。
- ・全期前納から期別振替へ変更を希望される方・・・所定の口座振替依頼書による変更手続きが必要です。

口座振替依頼書は、市内の金融機関および市役所（本庁税務徴収課・各支所）に備え付けてありますので、金融機関へ直接提出してください。

令和3年度の納付から変更する場合は、令和3年3月末までにお手続きください。

※市役所および各支所ではお申し込みできません。

○お申込みの際に必要なもの

- ①通帳等口座番号がわかるもの
- ②通帳の届出印
- ③納税通知書（納付書）

問 本庁 税務徴収課 徴収推進室 ☎52-1111 内線238、237

児童手当現況届のお知らせ

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」の提出をしなければなりません。

この現況届は6月1日における状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。この届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

現況届の用紙は、6月上旬に送付しますので6月30日（火）までに提出してください。

また6月期（2月～5月分）の児童手当は、6月15日（月）に指定された口座へ振り込みますのでご確認ください。

○児童手当支給対象者

中学校修了前までの児童を養育している方

○手当月額（1人当たりの月額）

- 3歳未満 15,000円
- 3歳以上小学校修了前 10,000円
（第3子以降 15,000円）
- 中学生 10,000円

※一定以上の所得がある場合は、特例給付として一律5,000円になります。

第3子以降とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童のうち3人目以降をいいます。

詳細については、こども課にお問い合わせください。

問 本庁 こども課 ☎52-1111 内線138

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111